

**制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る  
審査基準の見直しについて**

平成 26 年 5 月

**1. 制度改正の概要**

今般の制度改正により、地域団体商標の登録主体に関して、地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO 法人）並びにこれらに相当する外国の法人を、新たに登録主体として追加した（商標法第 7 条の 2 第 1 項柱書）。

**2. 商標審査基準改訂の基本的な考え方**

- (1) 地域団体商標に係る審査基準（第 7 一、第 7 条の 2 第 1 項柱書 1 ないし 8）について、今般の制度改正に伴う登録主体の要件に関する改訂（第 7 一、第 7 条の 2 第 1 項柱書 1 及び 2）を行い、その後、周知性の判断等に関する基準（第 7 一、第 7 条の 2 第 1 項柱書 3 ないし 8）について全面的な改訂の検討を進める。
- (2) 今般の具体的な改訂内容は、以下のとおりである。
  - ① 各主体ごとに、出願人が登録主体に該当するか否かを判断するための具体的な確認事項を明示。
  - ② 「構成員に使用をさせる商標」について、判断基準を明確化。